N_{24} ＝ 0.025
N_{25} ＝ 0.025
N_{26} ＝ 0.013
N_{27} ＝ 0.010
N_{28} ＝ 0.0024
N_{29} ＝ 0.0023
N_{30} ＝ 0.0018
O_n　病院事業一般会計出資債（機械器具整備事業）に充てるため平成 26 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
P_{26} ＝ 0.125
P_{27} ＝ 0.057
P_{28} ＝ 0.0565
P_{29} ＝ 0.0502
P_{30} ＝ 0.00004
Q_1　救急告示病院数
Q_2　救急告示等病床数
R　上水道水源開発元利償還金
S　独立行政法人水資源機構負担金
T　上水道広域化対策元利償還金
U　上水道一般会計出資債元利償還金（平成 10 年度以前発行許可分）
V_n　平成 11 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た上水道水源開発施設事業出資債、上水道広域化施設整備事業出資債、高度浄水施設整備事業出資債、老朽管更新事業出資債、上水道未普及地域解消事業出資債及び上水道安全対策事業出資債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
W_{11} ＝ 0.027
W_{12} ＝ 0.026
W_{13} ＝ 0.027
W_{14} ＝ 0.022
W_{15} ＝ 0.025
W_{16} ＝ 0.025
W_{17} ＝ 0.025

看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇九六を、平成二十六年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇八九を、平成二十七年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇一四を、平成二十八年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇一六を、平成二十九年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇一六を、平成二十五年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇八五六を、平成二十六年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇八五六を、平成二十七年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三九〇を、平成二十八年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三一一を、平成二十九年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇〇一をそれぞれ乗じて得た額の合算額を当該都道府県の人口で除して得た額（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「病院事業一般会計出資債同意等額密度」という。）、救急告示病院数に二、二五三・四二を乗じて得た数及び救急告示等病床数に一一六・二三を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「救急告示病院等密度」という。）、上水道水源開発元利償還金、独立行政法人水